

平成24年度 安倍川樹木管理検討業務 特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡河川事務所が実施する「平成24年度 安倍川樹木管理検討業務」（以下「本業務」という）に適用する。本業務は、「契約書」、「設計業務等共通仕様書 中部地方整備局（以下「設計共仕」という）」、による他、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、安倍川直轄管理区間の堤防に植生する松について、松1本ごとの状況について整理を行い、発注者が貸与する松の管理カルテを修正し、今後の維持管理基準の案を策定するものである。

なお、検討にあたっては樹木医の意見を伺うこととする。

第3条 業務内容

1. 計画準備

本業務における業務全体の作業方針、工程計画を立案し、円滑かつ計画的に遂行するために「共仕」第1111条に示す業務計画書を作成する。

2. 資料収集・整理

本業務の検討に必要な資料の収集・整理を行うものとする。

3. 樹木医による現状調査

樹木医により、松1本ごとに現地調査を行い、現状把握を行い、今後の剪定方法、管理方法、寿命等について意見を伺う。

なお、調査レベルは外観調査・打音調査程度までを考えており、更に詳細な調査が必要となった場合には協議すること。

4. 管理基準（案）・管理カルテの作成

「2. 資料収集・整理」、「3. 樹木医による現状調査」により得られた情報をとりまとめ、整理・検討し、安倍川における松の管理基準の案を策定すること。

また、上記管理基準をふまえて松1本ごとの管理カルテを作成すること。

管理カルテの作成にあたっては、今後の管理状況を反映しやすいレイアウトとすること。

5. 説明資料の作成

本業務の検討結果踏まえ、地方自治体、地元町内会、関係団体等に対する今後の説明用資料をパワーポイント等により作成する。

6. 報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

第4条 業務打合せ

打合せ協議については次の区切りにおいて実施する。

1. 業務着手前
2. 中間打合せ時
3. 成果品納入時
4. その他調査職員が必要と認めた時

第5条 再委託

契約書第7条第1項の主たる部分とは、「共仕」第1127条第1項に示すとおりとする。

第6条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領(案)」[平成20年5月〔以下「要領」という〕]に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取扱については、調査職員と協議するものとする。

また、下記の項目について、業務着手前に調査職員と協議すること。

- ・ 電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・ 業務中の書類の取り扱い
- ・ 検査時の対応

第7条 成果品の提出

成果品は、以下の物を提出すること。

1. 「要領」に基づき作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で2部
2. 紙媒体の報告書1部

「要領」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

公印が必要な品質証明等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示できるよう整理するものとする。

第8条 資料の貸与

発注者から貸与する資料は下記のとおりとする。

- (1) 松カルテ
- (2) 昭和58年度 安倍川堤防上樹木処理対策調査
- (3) 昭和60年度 安倍川堤防上樹木処理対策調査
- (4) 昭和61年度 安倍川堤防上樹木処理対策調査
- (5) 平成15年度 安倍川樹木管理計画検討業務
- (6) その他事務所所有で調査職員が認めたもの

受注者は貸与された資料等の取り扱いについては十分注意し、紛失または破損など事故の無いようにつとめること。また、第3者への公表、貸与をしてはならない。

受注者は、貸与された資料等は業務完了後速やかに発注者に返却しなければならない。

第9条 疑義

本特記仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者は協議するものとする。